

# 特殊車両通行許可不要制度を 適用した通行許可申請について

1. 経路に特殊車両許可不要区間を含む申請の変更について
2. 許可不要区間制度の適用条件
3. 申請データ作成方法
4. 申請の提出先について
5. 特車許可不要区間の確認方法
6. 道路情報便覧表示システムの不具合について
7. ガイドマップによる通行条件の確認方法
8. その他

令和元年 9月20日公開  
令和元年10月 7日更新  
関東地方整備局

# 1. 許可不要制度を適用した通行許可申請の変更について 国土交通省

- 国際海上コンテナ車(40ft背高)における特殊車両通行許可不要制度(以下、許可不要制度という)を適用した申請の基本的な考え方は、以下のとおりです。
  - ① 特殊車両通行許可不要区間(以下、許可不要区間という)で完結する経路では、通行許可申請は**不要**です。
  - ② 許可不要区間と許可必要区間(地方道等)が混在する経路の場合は、許可不要制度を適用した**通行許可申請が必要**となります。
    - ※出発地から目的地までの通行経路で、許可不要区間で完結しない場合は、許可必要区間を含めた経路で申請を行ってください。

## ～留意事項～

- ◆ 許可不要区間内には、通行方法が定められている場合があります。通行時には、事前に通行方法が設定されている区間および交差点を確認し、指定された通行条件を遵守してください。通行条件は、下記サイトで確認してください。

参照先:「大型車誘導区間・重さ高さ指定道路・特車許可不要区間の状況」

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

- ◆ ①における運用は、令和元年7月31日より開始しております。  
(詳細はお近くの直轄国道事務所にお問い合わせください)
- ◆ ②の申請時に、許可不要区間の部分は、通行条件(算定)は付与されません。  
(ただし、許可必要区間との接続部の折進審査を除く。)

○システムメンテナンス後の令和元年9月24日(火)午前9時より、許可不要制度を適用した申請データを作成できます。

～留意事項～

◆ 令和元年9月24日午前9時以前に作成された申請データでは、許可不要制度は適用されませんので、ご注意ください。

⇒申請データの再作成をお願いいたします。

(令和元年9月20日18時から～9月24日9時はシステム停止となります。)

◆ 窓口事務所へ直接申請データを持参する場合(FD申請)においては、tkSファイル(申請支援システムで作成した申請データ)に限られます。

※電子申請書作成システム等で作成した申請データ(bin)は適用対象外となります。

※地方公共団体への申請する際には、自治体オンライン提出(試行運用中)をご活用下さい。

<https://tokusya-fts.eform.ne.jp/> (初回は利用登録が必要となります。)

## 許可不要制度を適用した申請データを作成する際のシステム操作等の流れ

以下の操作は、すべて特殊車両通行許可オンライン申請システムよりシステム操作を行ってください。

(PRサイトより各種システムにログイン) <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

### ① ETC2.0車載器の登録

搭載している業務支援用ETC2.0車載器に関する情報等のシステムへの登録します。  
自動車登録番号、車載器管理番号、ASL-IDを登録し、利用規約に同意してください。

★運用途中で、利用制度の解除、車載器情報の削除が確認された場合、無効となります。

### ② 申請データの作成 (車両)

車両諸元は許可不要制度適用を受けるための申請車両の条件を満たす必要があります。  
※本資料のP5~P7の車両条件に記載事項をご参考ください。

★対象車種は、海上コンテナ (9'6') のみです

### ③ 申請データの作成 (経路)

申請経路は許可不要制度適用を受けるための通行経路の条件を満たす必要があります。  
※本資料のP8の通行経路条件に記載事項をご参考ください。

★許可不要区間で完結する経路が存在する場合は、アラートを表示します。  
(申請不要となるため、許可不要区間完結経路を除いた経路で登録を行ってください。)

### ④ 申請データ作成 (適用選択)

申請書作成予約時に、システムでの自動判定チェックの結果、特車許可不要制度の条件を満たす場合に、メッセージが表示され、適用有無を選択します。

★特車ゴールドとの併用はできません。許可期間延長あるいは実車空車同一申請には併用可。  
(通常申請/ETC2.0簡素化制度/特車許可不要区間制度のいずれかを選択)

### ⑤ 提出先の確認

地方公共団体に  
提出する場合

許可必要区間の道路管理者を提出先事務所に指定してください。  
※本資料のP18~P23に申請提出先の基本ルールとツールによる確認方法を記載。

★許可必要区間に直轄国道が含まれない場合、または、地方道 (許可不要区間) から地方道 (許可必要区間) に折進して進入する箇所が含まれる場合は地方公共団体が提出先となります。

### ⑥ 申請データの提出 既存のとおり

申請データ (tks) を用いて、オンライン申請または窓口申請で提出を行ってください。  
※許可不要区間はシステム算定の対象外となります。

## 2. 許可不要制度の適用条件(申請種別等)

① 許可不要制度適用を受けるための申請の条件は以下のとおりです

項目	条件	
申請データ 作成方法	オンライン申請支援システムにて作成した申請データ ー拡張子tko(オンライン申請用データ) (電子申請書作成システムで作成したbinデータは対象外)	
申請種類	新規申請、変更申請、更新申請 (許可不要制度の適用を受けていない許可の変更申請、更新申請にも適用可能) ※軽微な変更申請でも、許可不要制度への転換が可能	
提出窓口・提出 方法	<直轄国道事務所> ・オンライン申請 ・窓口申請(FD申請)	<都道府県・政令市> ・自治体オンライン申請(暫定版) ・窓口申請(FD申請)
申請者	本人申請・代理人申請どちらでも可	
実車空車	実車空車同一申請にも適用可能	
許可期間	許可期間延長が適用可能(最大4年間)	
荷主情報	記載可能(優先審査対象)	
特車ゴールド	特車ゴールド制度との併用不可(どちらか一方を選択)	

※ 条件を満たさない場合、申請書作成時にチェックがかり、許可不要制度適用外となります

## 2. 許可不要制度の適用条件(車両諸元)

②許可不要制度適用を受けるための申請車両の条件は以下のとおりです

項目	条件
トラクタ	認証トラクタ : 軸重11.5t以下 認証トラクタ以外 : 軸重10.0t以下
ETC車載器登録	すべての車両に許可不要区間のETC車載器登録があること (他項目との重複可)
申請車種	海上コンテナ(9'6')
積載物名	海上コンテナ(タンク・40ft) 海上コンテナ(ボックス・40ft(30.48t対応)) 海上コンテナ(ボックス・40ft)
積載物寸法	幅 235cm以上250cm以下(規格値:243.8cm) 高さ285cm以上295cm以下(規格値:289.6cm) 長さ1,200cm以上1,300cm以下(規格値:1,219.2cm)
車両寸法(合成値)	幅 250cm以下、高さ410cm以下、長さ1,650cm以下
車両重量(合成値)	車両総重量44t以下、最大軸重11.5t以下、最大輪荷重5.75t以下 ※次ページに示す諸元の範囲内にあること
軸種	複数軸種でない(1申請につき1軸種のみ) その他軸種でない(システムに軸種登録があるもの)

## 2. 許可不要制度の適用条件(車両諸元)

②許可不要制度適用を受けるための申請車両の条件は以下のとおりです

### 軸重の最高限度

総重量	車軸の数		軸重の最高限度			
			道路運送車両法の保安基準第4条の第2第1項の規定による告示で定める基準を満たすセミトレーラ連結車		左記以外	
	自動車	被けん引車	自動車	被けん引車	自動車	被けん引車
38t未満	3	3				(最小軸距(m) × 2.3+5) t (ただし10t以下)
38t以上	2	3	11.5t	(最小軸距(m) × 2.3+5) t (ただし10t以下)		
	3	3				(最小軸距(m) × 2.3+5) t (ただし10t以下)

### 輪荷重の最高限度

総重量	車軸の数		輪荷重の最高限度			
			道路運送車両法の保安基準第4条の第2第1項の規定による告示で定める基準を満たすセミトレーラ連結車		左記以外	
	自動車	被けん引車	自動車	被けん引車	自動車	被けん引車
38t未満	3	3				{ (最小軸距(m) × 2.3+5) ÷ 2} t (ただし5t以下)
38t以上	2	3	5.75t	{ (最小軸距(m) × 2.3+5) ÷ 2} t (ただし5t以下)		
	3	3				{ (最小軸距(m) × 2.3+5) ÷ 2} t (ただし5t以下)

## 2. 許可不要制度の適用条件(車両諸元)

②許可不要制度適用を受けるための申請車両の条件は以下のとおりです

### 総重量の最高限度

車軸の数		最遠軸距	総重量の 最高限度
自動車	被けん引車		
2	2	7.8m以上 8.7m未満	36.2t
		8.7m以上	37.5t
	3	9.3m以上 11.9m未満	37.5t
		11.9m以上	44t
3	2	8.6m以上 9.5m未満	36.2t
		9.5m以上 11.1m未満	37.5t
		11.1m以上	44t
	3	10.3m以上 12.8m未満	37.5t
		12.8m以上	44t

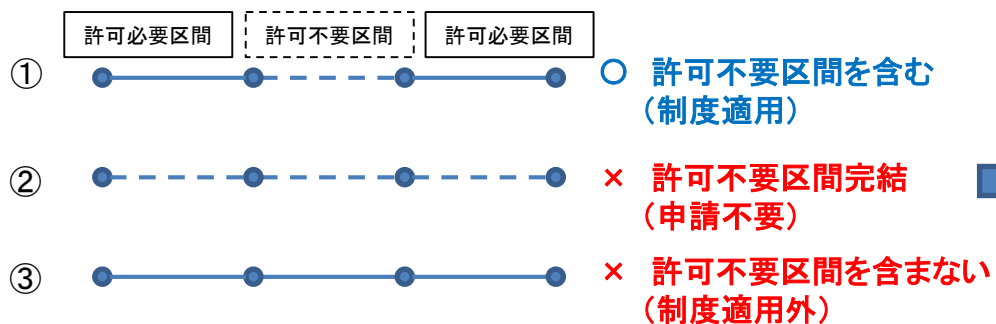


## 2. 許可不要制度の適用条件(通行経路)

③ 許可不要制度適用を受けるための通行経路の条件は以下のとおりです

### 1. 許可不要区間について

○ 申請経路は、許可不要区間を含む(ただし許可不要区間完結でない)経路としてください。

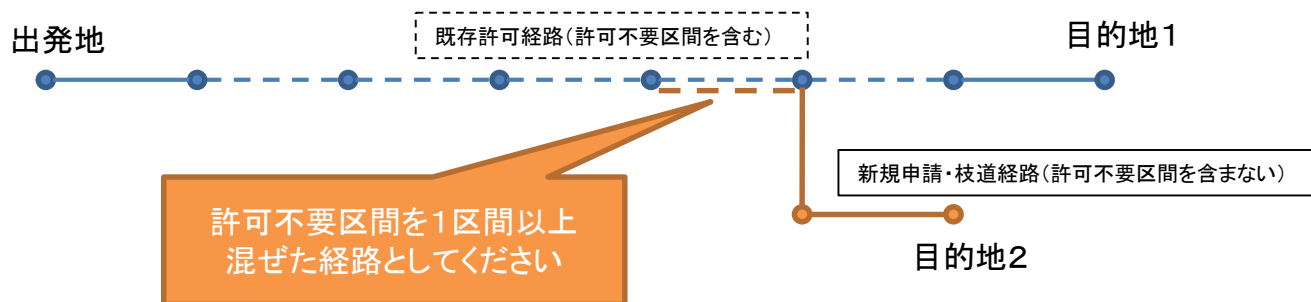


<複数経路申請の場合>

- ・許可不要区間完結経路(②)が含まれる場合、申請できません
- ・すべての経路が許可不要区間を含まない(③)場合、申請全体が許可不要制度適用外となります

### 2. 枝道申請について

- 通常申請と同様に、枝道申請(既許可経路と重複する経路を省略した申請)が可能です
- 枝道申請を行う場合は、許可不要区間と許可必要区間を混在させてください。



# 3. 申請データ作成方法(申請車種)

## ① 申請車種を正しく選んでください

https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/faces/sinsei/form/SS003001.xhtml?jfwid=w\_ItFtdD085g5twH05RS1hCWRG7na4OpZGGIRUr:0

郵便番号: 111 - 0001 住所自動設定  
 住所(都道府県): 東京都 ※住所は漢字で入力して下さい。  
 住所(市区町村): XX区XX町 郵便番号自動設定  
 住所(丁目番地): 1-2-3  
 住所(ビル名):  
 電話番号: 03 - 3668 - 0451

申請担当者: **車種を選択してください** ※申請を行う担当者の情報  
 部署名:  
 担当者名(漢字):  
 電話番号:  
 FAX番号:  
 メールアドレス:

申請車両:  
 申請車種: **海上コンテナ(9'6')** ※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録ボタンを押下して下さい。  
 事業区分:  
 申請車両台数:  
 申請経路:  
 申請経路数: 0

左記(新規開発車両、新規格車)以外 申請車種とは

登録 リセット 前画面へ戻る

対象車種は  
 海上コンテナ(9'6')  
 のみです

# 3. 申請データ作成方法(提出先)

## ② 提出先を正しく選んでください

https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/faces/sinsei/form/SS003007.xhtml?\_afwid=w\_ItFfdD085gtwH05RS1hCWRG7na4OpZGGIRUr:0

特殊車両通行許可申請における... 提出先窓口指定

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者  選択

提出先窓口

関東地方整備局	常陸河川国道事務所
関東地方整備局	宇都宮国道事務所
関東地方整備局	高崎河川国道事務所
関東地方整備局	大宮国道事務所
関東地方整備局	千葉国道事務所
関東地方整備局	東京国道事務所
関東地方整備局	相武国道事務所
関東地方整備局	横浜国道事務所
関東地方整備局	甲府河川国道事務所
関東地方整備局	長野国道事務所
関東地方整備局	関東地方整備局本局

オンライン申請の場合...  
オンライン申請受付...  
ただし、この申請...以外の書類を窓口事務所に  
持参していた...場合があります。

許可必要区間の道路管理者を選択してください  
(直轄国道がすべて許可不要区間の場合は「その他道路管理者」を選択)

**【注意】IC2.0簡素化制度を利用した申請の提出先窓口について**  
提出先窓口が「オンライン申請が可能な直轄国道事務所」に拡大されました。  
IC2.0簡素化制度を利用した申請について、「関東地方整備局本局」または「その他道路管理者」は提出先窓口には指定できませんのでご注意ください。

**【注意】平成29年度からの審査体制集約化について**  
平成28年度内の申請については、提出時期や処理状況等により、年度内であっても集約先事務所から問い合わせや補正等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**【平成29年度の審査体制集約化について】**

- ・ 東北地方整備局、九州地方整備局管内の事務所: 平成29年3月1日～
- ・ 近畿地方整備局、中国地方整備局管内の事務所: 平成29年4月1日～

[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成29年度\)](#)

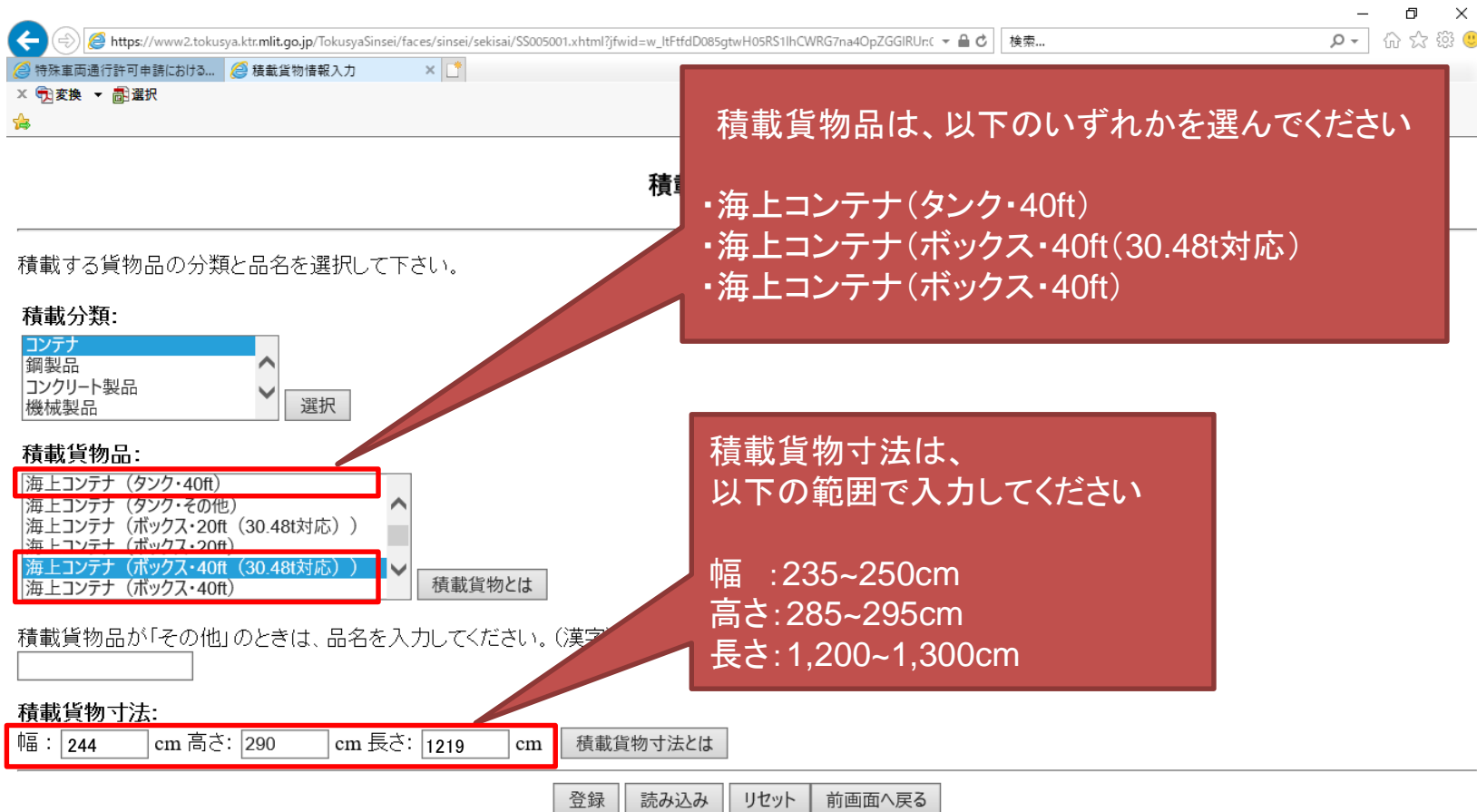
**【参考資料】**

[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成28年度\)](#)

[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成27年度\)](#)

### 3. 申請データ作成方法(積載貨物名・寸法)

- ③積載貨物名を正しく選んでください
- ④積載物寸法を正しく入力してください



積載する貨物品の分類と品名を選択して下さい。

積載分類:

コンテナ  
鋼製品  
コンクリート製品  
機械製品

積載貨物品:

- 海上コンテナ (タンク・40ft)
- 海上コンテナ (タンク・その他)
- 海上コンテナ (ボックス・20ft (30.48t対応))
- 海上コンテナ (ボックス・20ft)
- 海上コンテナ (ボックス・40ft (30.48t対応))
- 海上コンテナ (ボックス・40ft)

積載貨物寸法:

幅 : 244 cm 高さ : 290 cm 長さ : 1219 cm

登録 読み込み リセット 前画面へ戻る

積載貨物品は、以下のいずれかを選んでください

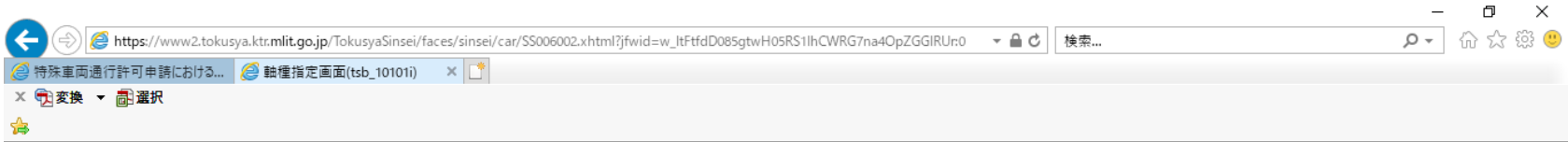
- ・海上コンテナ(タンク・40ft)
- ・海上コンテナ(ボックス・40ft(30.48t対応))
- ・海上コンテナ(ボックス・40ft)

積載貨物寸法は、以下の範囲で入力してください

幅 : 235~250cm  
高さ : 285~295cm  
長さ : 1,200~1,300cm

# 3. 申請データ作成方法(軸種)

## ⑤ 軸種を正しく選んでください



### 軸種指定画面

申請車両軸種を選択して下さい。  
「軸種説明図の表示」ボタンをクリックすると、申請車両の軸種の説明図が表示されます。

軸種を指定して下さい。軸種その他を指定する場合、全車両の軸数の合計を10軸以内とし、その他(トリプル軸有)においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラ車に限り、10軸以内とし、10軸以内の軸数で指定して下さい。

軸種: 車種を選択してください 軸種説明図の表示

全車両

- 軸数: 3軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸
- 軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
- 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸
- 軸数: 4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後1軸
- 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
- 軸数: 6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸
- 軸数: 4軸、トラクタ前2軸、トレーラ後1軸
- 軸数: 5軸、トラクタ前2軸、トレーラ後2軸
- 軸数: 6軸、トラクタ前2軸、トレーラ後3軸
- その他(トリプル軸無)
- その他(トリプル軸有)

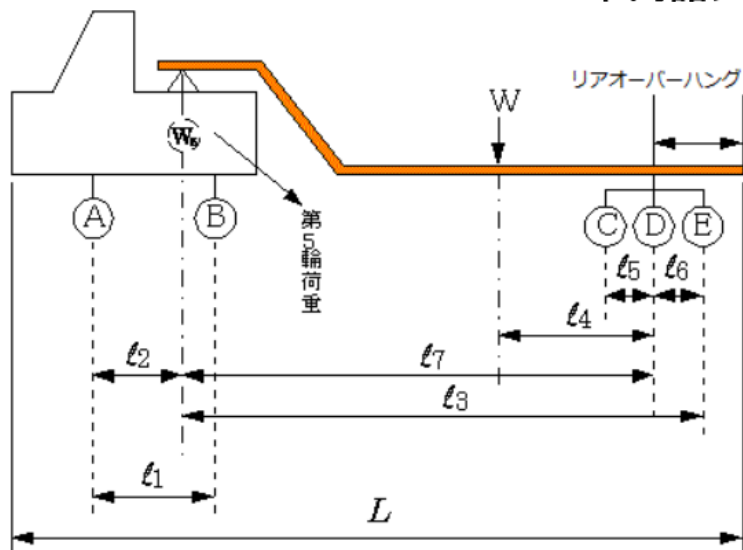
・軸種は既存の軸種を選択してください  
(「その他軸種」は制度適用対象外です)  
・複数軸種申請(1申請に複数の軸種を含む申請)は制度の適用対象外です

選択 リセット 前画面へ戻る

# 3. 申請データ作成方法(車両寸法)

## ⑥車両諸元を正しく入力してください

### 車両諸元説明書情報入力(トレーラ)



- ・リアオーバーハングは、長さ(車体長さ+トレーラ長さ)以下の場合、申請車体の長さ(車体長さ+トレーラ長さ)を適用してください。ただし、長さ(車体長さ+トレーラ長さ)を超え、以下の場合、申請車体の長さ(車体長さ+トレーラ長さ)を適用してください。
- ・入力するリアオーバーハングは、長さ(車体長さ+トレーラ長さ)以下の場合、申請車体の長さ(車体長さ+トレーラ長さ)を適用してください。
- ・トラックのけん引重量は、申請車両の第5輪荷重がトラックのけん引重量を超えないようにしてください。
- ※申請車両の第5輪荷重 = (トレーラの車両総重量 + 積載物の重量) × 積載時軸重の割合

車両長さは、  
(トラックの長さ+トレーラの長さ) ≤ 1650cm  
となるようにしてください

トラック/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重					長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	積載物重量	
			トラック・トラック(t)	乗員(人)	トレーラ(t)	幅(cm)	高さ(cm)			前部(t)	後部(t)
①	フルハーフ	BBBBBB			4.3	249	409	1119	350	30.48	

型式追加 | 型式削除 | 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る | 次の画面に進む



# 3. 申請データ作成方法(通行経路)

⑦通行経路は、許可不要区間を含むように作成してください

経路作成システム

経路一時保存 経路読み込み 経路自動探索 経路登録

住所 検索 凡例 画面PDF

ガイドライン 矩形拡大 一覧に戻る

経路順序

S : #5339650541  
↓  
指定市道 さいたま市30号線 3号線  
↓  
1: たつみ通り #5339650550  
↓  
一般国道 17号線  
↓  
2: さいたまスーパーアリーナ入口  
↓  
一般都道府県道 埼玉県215号線 宗岡さいたま線  
↓  
E : #5339650632

許可必要区間

許可不要区間

許可必要区間

許可不要区間・許可必要区間  
どちらも含む経路  
のみ許可不要制度が  
適用されます

経路が確定されました。経路登録ボタンをクリックし、経路を登録してください。

地図データ ©2019 利用規約 地図の誤りを報告する

### 3. 申請データ作成方法(制度利用確認)

#### ⑦許可不要申請を選択してください

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。  
 申請情報はいつでも変更が可能です。  
 申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力は、申請経路情報の以下の  
 ・デジタル地図: デジタル地図による経路  
 ・交差点番号: 交差点番号指定による経路  
 ※以前テキスト入力した未収録道路については、経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0007778264

デジタル地図
  交差点番号

**確認** ✕

特車許可不要区間制度を利用しますか？

特車許可不要区間制度利用の条件を満たす場合、「申請書作成予約登録」ボタンを押すと確認メッセージが表示されますので、「はい」を選んでください。

メッセージが表示されない場合は、許可不要制度適用外です。車両諸元や通行経路を確認してください



### 3. 申請データ作成方法(制度利用確認)

#### ⑦許可不要申請を選択してください

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。  
 申請情報はいつでも変更が可能です。  
 申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

**確認**

当申請はETC2.0簡素化制度と特車許可不要区間制度、いずれかの制度を利用できます。  
 (どちらも適用せず通常の申請を行うことも可能です。)  
 申請の方法を選択して下さい。

車両情報入力

デジタル地図 ● 交差点番号 経路情報

申請書作成予約登録

保存終了

メッセージが表示されない場合は、許可不要制度適用外です。車両諸元や通行経路を確認してください

特車許可不要区間制度とETC2.0簡素化制度(特車ゴールド)の両方利用の条件を満たす場合、どちらを選択するかを確認メッセージが表示されますので、「特車許可不要区間制度」を選んでください。

### 3. 申請データ作成方法(申請データダウンロード)

#### ⑧ tksデータをダウンロードし、道路管理者に提出してください

1. 申請書作成状況一覧に、許可不要制度適用を示す特別な記載がないため、予約時の申請番号で識別してください。

#### 申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。  
 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。  
 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。  
 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。  
 申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてく

許可不要制度適用申請か否かのメッセージは出力されないため、予約時の申請番号で識別してください。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作
0017817860	令和01年09月18日 13時27分	作成完了	令和01年09月18日 13時30分		申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/>
0017815110	令和01年09月18日 10時13分	作成完了	令和01年09月18日 10時15分	申請車両及び通行経路の全てが大型車誘導区間の審査対象です。	申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/>
0017806901	令和01年09月17日 11時04分	作成完了	令和01年09月17日 11時06分		申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/>
0017798119	令和01年09月13日 17時19分	作成完了	令和01年09月13日 17時21分		申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/>

# 3. 申請データ作成方法(帳票ダウンロード)

## ⑧ tksデータをダウンロードし、道路管理者に提出してください

- 許可不要区間適用申請では、通行経路表に記載される経路は許可不要区間を含めたすべての通行経路が表示され、通行経路に関する模式図が追加されます。
- 算定結果は、許可不要区間の算定をスキップした結果となります

通行経路表

枚数欄番号: 1

受付許可番号:

大型申請等区間先給:

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
1	往復	大井ふ頭	関東地方整備局

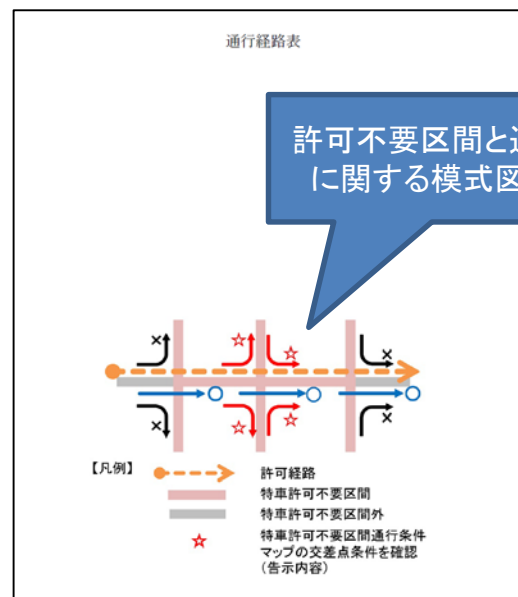
路線名	道路法適用外道路	主要地方道 東京都316号線 海線(2) 日本橋芝浦大森線(複線2)	主要地方道 東京都318号線 環状七号線
交差点名	#5339260419 野島公園東 #5339260603	#5339260188 環七大井ふ頭	#5339254025 大森東

路線名	一般国道 15号線	一般国道 4号線	一般国道 295号線	一般国道 17号線
交差点名	#5339466054 新井町 #5339661295	#5339553479 美冬木八幡	#5339553479 西阿弥	#5339553479 西阿弥

路線名	一般国道府県道 埼玉県 215号線 宗間さいたま線	一般国道 17号線	一般国道府県道 埼玉県 159号線 さいたま北袋線	指定市道 埼玉県 西大通り線
交差点名	#5339650635 さいたまスーパーアリーナ入口 #5339651969	#5339651969 下落合	#5339651599	#5339651599

路線名	指定市道 さいたま市25号線 東沢緑線
交差点名	#5339651599

許可不要区間を含むすべての通行経路が表示されます



許可不要区間と通行経路に関する模式図を追加

### C・D条件及び個別審査箇所一覧

受付許可番号: 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
1	大井ふ頭	関東地方整備局	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	~	目的地側交差点
交差点	C	さいたま市	指定市道 さいたま市 24号線 西大通り線	中央区下落合	往	#5339651599	-	-	~	-
未収録道路	個別審査	-	未収録路線	-	-	-	#5339651948	-	~	#5339652173

許可不要区間の算定をスキップした結果が表示されます

### 3. 申請データの作成方法(許可証の受領)

○許可不要制度が適用された許可の条件書および通行経路表に、許可不要制度適用であることを示す記載が追加されます

#### 条件書

国関東道交特車 第999903号  
 許可年月日 令和1年10月2日  
 道路管理者 関東地方整備局長  
 印

1. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。

〔申請経路全路線

2. 通行時間は、0時から24時までとする。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間

3. 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合は、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

4. 特車許可不要区間は下記の参照先に示す区間及び通行条件を確認し、適切に通行すること。

参照先：<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

5. その他

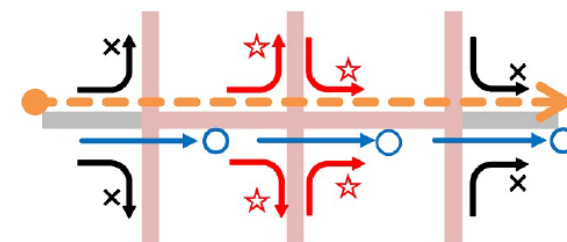
〔車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。

車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更申請を行い許可を受けること

条件書に、  
許可不要区間の通行条件  
に関する記載を追加

#### 通行経路表

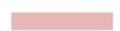
通行経路表に、  
許可不要区間と通行経路  
に関する模式図を追加



【凡例】



許可経路



特車許可不要区間



特車許可不要区間外



特車許可不要区間通行条件  
マップの交差点条件を確認  
(告示内容)

## 4. 申請の提出先について(参考:通常申請)

### <申請提出先のルール(通常申請)>

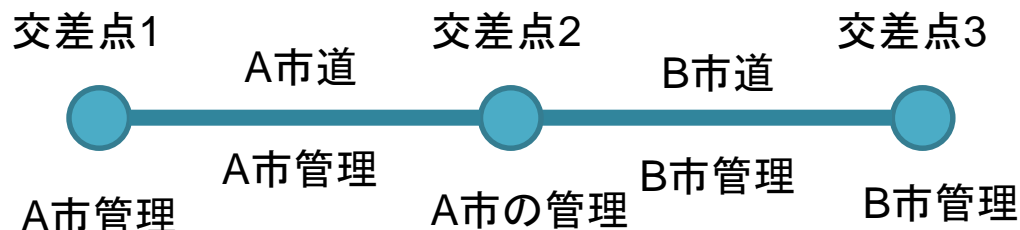
- ①経路に国・県・政令市が管理する道路を含む場合は、国・県・政令市に提出してください
- ②経路が市町村が管理する道路のみの場合は、それぞれの市町村に提出してください

### <①国・県が管理する道路を含む場合>



➡ 国(国道事務所)もしくは県(県庁もしくは県の出先機関)に申請してください

### <②市町村が管理する道路のみ場合>



➡ A市及びB市に申請してください

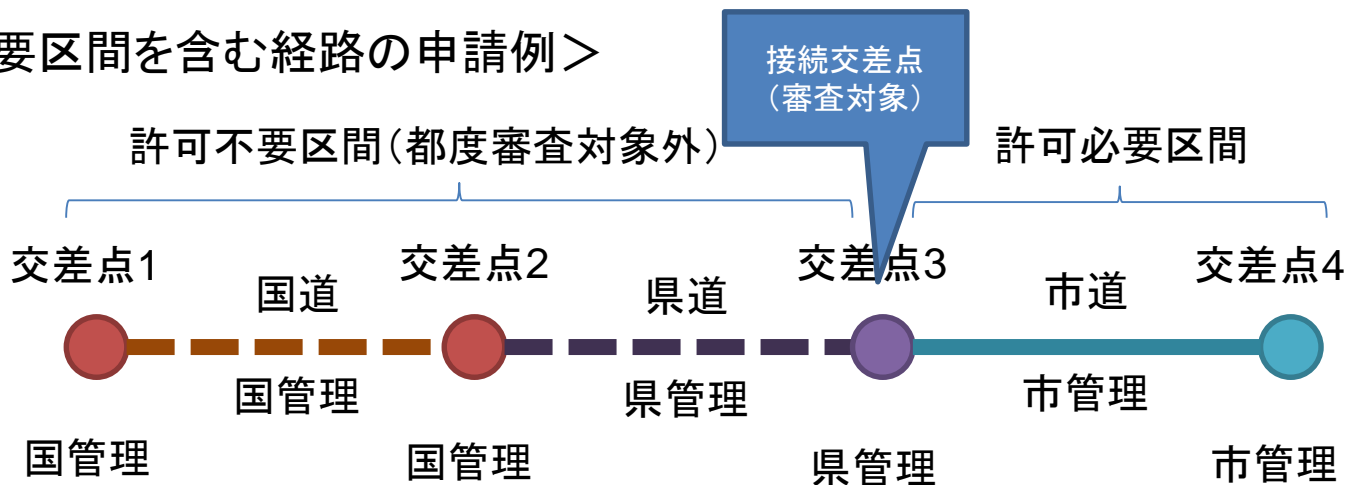
## 4. 申請の提出先について(許可不要制度適用申請)

### <申請提出先のルール(許可不要制度)>

許可不要制度適用申請では、許可不要区間の都度審査を行いません。  
このため、経路に許可必要区間を含む道路管理者にのみ提出が可能です。

ただし、許可不要区間と許可必要区間の接続部交差点は審査を行います。  
このため、接続部交差点を管理する道路管理者には提出が可能です。

### <許可不要区間を含む経路の申請例>



国管理道路: 許可不要区間完結のため**国には申請できません**

県管理道路: 許可不要区間完結ですが、許可必要区間との接続部交差点が  
県管理のため、県に申請できます

市管理道路: 許可必要区間がありますが、県に申請可能なため、  
**市には申請できません**

※ 複数の道路管理者にまたがる申請(一括申請)は、  
国、県、政令市のみが受付できます。



# 5. 特車許可不要区間の確認方法(ガイドマップ)

○指定道路ガイドマップ: 許可不要区間をWeb地図上で確認できます

大型車誘導区間  
重さ高さ指定道路  
特車許可不要区間  
の状況

【地域を選択】  
[日本](#)  
[北海道](#)  
[東北](#)  
[関東](#)  
[北陸](#)  
[中部](#)  
[近畿](#)  
[中国](#)  
[四国](#)  
[九州](#)  
[沖縄](#)

【詳細地域を選択】  
[首都圏](#)

■凡例表示  
 ■InternetExplorer6  
 を使用して正しく地  
 図が表示されない  
 方へ

重さ指定道路及び高さ指定道...

注意事項  
 特車指定道路地図に記載されている情報は令和元年7月31日時点の道路情報便覧のネットワークを反映しています。  
 特車システムが用いている道路地図と背景地図が異なるため、道路線形がずれて表示されている箇所がありますので、ご注意ください。  
 国際海上コンテナ(40ft背高)特殊車両通行許可不要区間の交差点における通行方法についてはこちらをご確認ください。

背景地図  
 Google 道路地図  
 Google 地形図  
 Google 地形・道路  
 Google 衛星写真  
 指定道路  
 指定道路  
 大型車誘導区間  
 特車通行許可不要区間  
 特車通行許可不要区間(交差点)

	凡例		
	重さ指定道路 高さ指定道路	重さ指定道路	高さ指定道路
特車通行許可 不要区間	交差点 ●C条件あり ●通行不可あり		
大型車誘導区間			
高速道路			

# 5. 特車許可不要区間の確認方法(付図表示システム)

○道路情報便覧付図表示システム:許可不要区間のスパン番号を確認できます

道路情報便覧付図表示システム Ver.20190901

774(E) 地域選択(A) 表示コントロール(Q) 交差点番号選択(B) 検索(K) データ更新 バージョン情報(H)

地図ウィンドウ

スパン情報

スパン番号: 5339640695-5339640697  
 ※未収録道路の場合ハシク番号

管理者: 1: 地方整備局  
 道路種別: 2: 一般国道  
 路線番号: 17  
 スパン長: 1090 m  
 指定道路: 3: 重さ+高さ指定  
 重複情報

大型誘導区間: 1: 大型車誘導区間  
**許可不要区間: 1: 特車許可不要区間**

閉じる

地図凡例

< 収録道路 >

- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- その他の道路

< 指定道路 >

- 重さ・高さ
- 重さ
- 高さ
- 大型車誘導区間
- 特車許可不要区間**
- 未収録道路
- 道路法適用外の道路
- 通行不可区間
- 選択交差点 ガイド経路
- 選択交差点 確定経路

< 路線番号 >

- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道

許可不要区間

画面縮尺 1/24300 緯度: 35度53分57秒 経度: 139度37分41秒 任意表示 情報



# 5. 特車許可不要区間の確認方法(便覧表示システム)

○道路情報便覧表示システム:スパン・交差点の道路管理者を確認できます

道路情報便覧表示システムV1909-190901  
 終了(X) 読み経路再表示(D) 参考情報(J) データ更新(U)

路線指定
  区間指定
  その他

道路種別: 一般国道  
 路線番号: 17号線  
 都道府県:   
 市町村:   
 複線区分:

路線延長	通過交差点印刷	通過スパン印刷	幅員	上空	曲線	橋梁	通行規制
			294	10	8	199	27

検索路線	番号	起点側	終点側	指定道路	誘導	不要	幅員	上空	曲線	橋梁	通行規制	通行区分	有料区間名	道路管理者名等	床版K値
一般国道17号	1	533946054	5339461198	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	2	5339461198	5339461409	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	3	5339461409	5339461508	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	4	5339461508	5339468181	25			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	5	5339468181	5339468212	25			1	2		1	有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	6	5339468212	5339469230	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	7	5339468230	5339468715	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	8	5339468715	5339468752	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	9	5339468752	5339468786	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	10	5339468786	5339467608	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	11	5339467608	5339467616	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	12	5339467616	5339467642	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	13	5339467642	5339467690	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	14	5339467690	5339468818	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	15	5339468818	5339468819	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	16	5339468819	5339468830	指			1		1		有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	17	5339468830	5339453720	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	18	5339453720	5339453740	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	19	5339453740	5339454543	指			2			1	有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	20	5339454543	5339452687	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	21	5339452687	5339550025	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	22	5339550025	5339553874	指			1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	23	5339553874	5339554885	指	○	○	2				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	24	5339554885	5339554711	指	○	○	1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	25	5339554711	5339554721	指	○	○	1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	26	5339554721	5339554737	指	○	○	1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	27	5339554737	5339554764	指	○	○	1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	28	5339554764	5339554204	指	○	○	1				有	両方向通行可		東京国道事務所	
"	29	5339554204	5339554773	指	○	○	1				有	両方向通行可		大宮国道事務所	
"	30	5339554773	5339554795	指	○	○	1				有	両方向通行可		大宮国道事務所	
"	31	5339554795	5339554844	指	○	○	1				有	両方向通行可		大宮国道事務所	
"	32	5339554844	5339554859	指	○	○	1				有	両方向通行可		大宮国道事務所	
"	33	5339554859	5339554860	指	○	○	1				有	両方向通行可		大宮国道事務所	
"	34	5339554860	5339554861	指	○	○	1				有	両方向通行可		大宮国道事務所	

許可不要区間

# 4. 特車許可不要区間の確認方法(便覧表示システム)

○道路情報便覧表示システム:スパン・交差点の道路管理者を確認できます

道路情報便覧表示システムV1909-190901

終了(X) 読み込み経路再表示(D) 参考情報(I) データ更新(U)

**路線指定**

道路種別: 指定市道

路線番号: 30号線

都道府県: 11

市町村: 100

複線区分:

検索: 路線指定検索

**区間指定**

申請FD読み込み(B)

通過交差点入力(L)

通過路線入力(S)

**その他**

路線名称(I)

路線延長: 通過交差点印刷: 通過スパン印刷

上空: 0

曲線: 0

橋梁: 0

通行規制: 0

検索路線	番号	起点側	終点側	指定道路	誘導	不要	幅員	上空	曲線	橋梁	通行規制	通行区分	有料区間名	道路管理者名等	木放K値
さいたま指定市道30号	1	5339650529	5339650541				1					西方向通行可		さいたま市	
"	2	5339650541	5339650550				1					西方向通行可		さいたま市	

**交差点番号をクリック**

**スパンの道路管理者を確認**

**交差点の道路管理者を確認**

**この場合、スパンはさいたま市の管理、交差点は大宮国道事務所の管理**

接続交差点情報

交差点情報 ( 5339650550 )

交差点名称 ( たつみ通り )

地先名 ( さいたま市中央区下落合2丁目 )

**道路管理者名 ( 関東地方整備局 大宮国道事務所 )**

さいたま指定市道30号

起点側隣接交差点: 5339650541

当該交差点: **5339650550**

終点側隣接交差点:

往路

復路


車両分類値: 進禁:

- 車両分類値Ⅰ:
- 車両分類値Ⅱ:
- 車両分類値Ⅲ:

交差点詳細 | 閉じる

# 6. 道路情報便覧表示システムの不具合について

○「申請FD読み込み」において、  
 許可不要区間制度適用申請のbinデータを読み込むとエラーとなる  
 ⇒積載物名を「海上コンテナ(ボックス・その他)」に変更して読み込んでください



The screenshot shows the '申請FD読み込み' (Load Application FD) window. The 'ドライブ名' (Drive Name) is set to 'c: [Windows]' and the 'フォルダ名' (Folder Name) is 'Documents'. A '致命的エラー' (Fatal Error) dialog box is displayed with the message 'インデックスが有効範囲にありません。' (Index is not within the valid range). A blue arrow points from this error message to a '確認' (Confirmation) dialog box with the message '予期せぬエラー発生!!! (ファイルの内容を確認して下さい。)' (Unexpected error occurred!!! (Please check the file content.)).

許可不要区間対象車両となる積載物名のbinデータは、エラーとなり読み込めない

⇒申請支援システムでbinデータをFD読み込み、積載物名を変えて、再度binデータを保存したものを使用してください

# 7. ガイドマップによる通行条件の確認方法

## ①PRサイトよりガイドマップを表示します



国土交通省 特殊車両通行許可オンライン申請

特殊車両通行許可システム

本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に出向くことなく会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ 

初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。

もうすぐお読みください！  
オンライン申請とは？

※重要！パソコン環境について

よくある!?  
間違い事例集

既に利用されている方  
(ユーザーID・パスワードが必ず必要です)

申請支援システムへのログイン

申請データを作成する

簡易算定システムへのログイン

作成したデータを算定する  
自動算定を依頼してください

受付システムへのログイン

申請データを提出する  
(受付時間外は、許可証受取まで)

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。

特殊車両通行許可システム

大型車通行規制  
大型車通行規制、高さ指定及び高さ指定道路、特殊許可不要区間の詳細を確認できます。

大規模申請区域  
重さ・高さ指定道路  
特殊許可不要区間  
ガイドマップ

全国の主要幹線道路の路線名等の問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

特殊車両通行許可  
不審制度について

メニュー

トップページ

特殊車両通行許可システム

システム利用契約  
内容をお読みください

特殊車両通行許可システム  
によるオンライン申請について

代領申請について

各種ダウンロード  
請求書・領収書・お申し込み書

お問い合わせ先  
ヘルプデスク窓口

よくある質問と回答

メンテナンス情報

令和元年9月11日 (予告) 特申システムメンテナンスに伴うシステム停止のお知らせ (詳細はこちら) **NEW!**

・システム停止期間：令和元年9月20日(金) 18時00分 ~ 9月24日(火) 9時00分までを予定

重要なお知らせ

PRサイトにある  
ガイドマップのバナーをクリック

一般国道(指定区間外)	約8,000km
地方道	約12,100km
合計	約19,400km

1.(注)地方道には、都市高速道路を含む。  
2.四捨五入の関係で各道路延長の和が合計と一致しないところがある。  
3.オンライン申請システムから抽出したデータをもとに算出している。  
4.(注)路線が重複する場合は、最上位路線のみ計上している。

大規模申請区域の指定道路及び重さ・高さ指定道路の状況(ガイドマップ)

- 北海道【外部サイト】
- 東北【外部サイト】
- 関東【外部サイト】
- 北陸【外部サイト】
- 中部【外部サイト】
- 近畿【外部サイト】
- 中国【外部サイト】
- 四国【外部サイト】
- 九州【外部サイト】
- 沖縄【外部サイト】

表示させる地方をクリック

このコンテンツの他のページ

- 重さ指定道路・高さ指定道路とは
- 指定道路であることを示す標識

関東地方整備局の紹介 | 公表・ご意見募集 |

国土交通省 関東地方整備局 所在地 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話:048(601)3151 FAX:048(600)1511

リンク・著作権等について | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティへの取り組み

Copyright © Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

# 7. ガイドマップによる通行条件の確認方法

## ② 通行条件の設定されている交差点番号を確認します

「こちら」をクリック

**特車許可不要区間の交差点における通行方法**

交差点における通行方法は掲載日時点ものであり、修正の可能性があります。

- [北海道\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [東北\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [関東\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [北陸\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [中部\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [近畿\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [中国\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [四国\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [九州\(掲載日:2019/7/25\)](#)
- [沖縄\(掲載日:2019/7/25\)](#)

表示する地方をクリック  
(通行条件リストPDFをダウンロード)

通過する交差点に通行条件が設定されていることを確認  
(B条件で通行可能な交差点は、交差点番号の表示なし)

● Google 地形・道路  
● Google 衛星写真

指定道路

- 指定道路
- 大型車誘導区間
- 特車通行許可不要区間
- 特車通行許可不要区間(交差点)

凡例

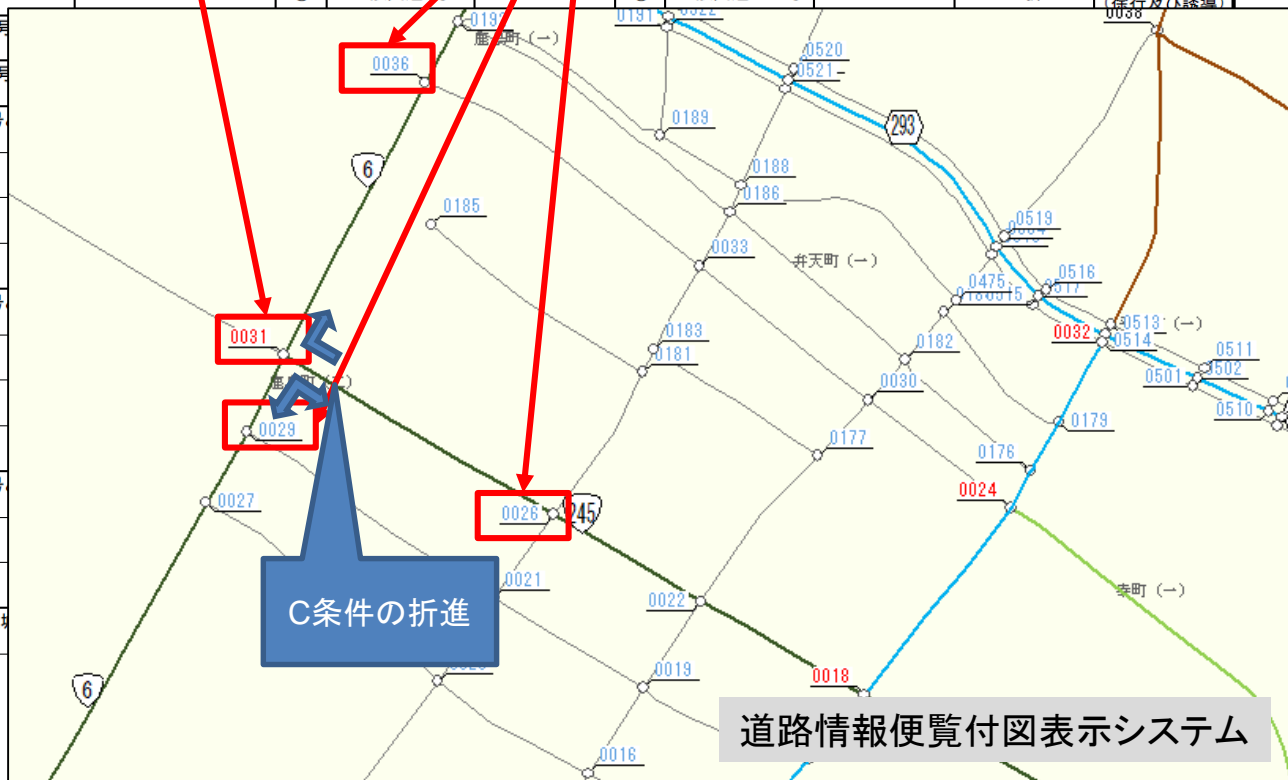
	重さ指定道路	重さ指定道路	高さ指定道路
特車通行許可不要区間	交差点 ●C条件あり ●通行不可あり		
大型車誘導区間			
高速道路			

# 7. ガイドマップによる通行条件の確認方法

## ③ 交差点リストを参照し、通行条件を確認します

B条件以外(C・D条件 通行不可)の折進パターンがある交差点リスト

No.	交差点名	住所	交差点番号 (ない場合、緯度経度を記載に記載)	折進元			折進先			折進方向	条件
				方向	路線名	隣接交差点番号	方向	路線名	隣接交差点番号		
1	国道245号入口	茨城県日立市助川町にある一般国道6号と一般国道245号との交点	5440750031	①	一般国道6号	5440750029	③	一般国道245号	5440750026	右折	C (徐行及び誘導)
				②	一般国道6号	5440750036	③	一般国道245号	5440750026	左折	C (徐行及び誘導)
				③	一般国道6245号	5440750026	①	一般国道6号	5440750029	左折	C (徐行及び誘導)
2	山王台	茨城県石岡市石岡1丁目にある一般国道6号と一般国道355号との交点	5440220074	②	一般国道6号	5440220082	③	一般国道6355号	5440220070	左折	C (徐行及び誘導)
3	洲崎	茨城県潮来市洲崎にある一般国道51号と茨城県道101号との交点									
4	樵山	茨城県銚田市滝浜にある一般国道51号と茨城県道2号との交点									
5	交差点名なし	茨城県石岡市柏原にある茨城県道7号市柏原道A2470及びA2505号との交点									
6	交差点名なし	茨城県石岡市柏原にある茨城県道7号市柏原道A2181及びA2182号との交点									
7	交差点名なし	茨城県石岡市柏原にある茨城県道7号市柏原道A2180号との交点									
8	交差点名なし	茨城県石岡市柏原にある国道355と茨城県道との交点									



※ガイドマップには折進元、折進先の交差点番号が表示されないため、道路情報便覧付図表示システムを利用してください



# 8. その他

## ◆許可不要制度に関する情報

- 許可不要制度に関する情報は、下記に掲載しています

[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyafuyou\\_pr.html](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyafuyou_pr.html)

## ◆問い合わせ先

- 許可不要制度に関するお問い合わせについては、下記までお願いします

国土交通省 道路局 道路交通管理課  
TEL 03 (5253) 8483

- 許可不要制度適用申請の手続きに関するお問い合わせは、

下記までお願いします

特殊特車申請事務取扱窓口

- ・直轄国道事務所、都道府県、政令市

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

- システム操作方法に関するお問い合わせについては、下記までお願いします。

特車運用事務局

E-mail [ktr-tokusya-info@mlit.go.jp](mailto:ktr-tokusya-info@mlit.go.jp)



国土交通省 特殊車両通行許可オンライン申請

特殊車両通行許可システム

本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に向くことなく会社や自宅から申請データいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ

メニュー

トップページ

特殊車両通行許可制度について

システム利用契約のめにお読みください

特殊車両通行許可システムによるオンライン申請について

代理申請について

各種ダウンロード

お問い合わせ先ヘルプデスク窓口

よくある質問と回答

電子政府・電子自治体リンク集

メンテナンス情報

令和元年9月11日 特車システムメンテナンスに伴うシステム停止のお知らせ

重要なお知らせ

令和元年9月20日 「特殊車両通行許可不要制度を適用した通行許可申請について」

許可不要制度に関する情報にジャンプします

## 8. その他

ページ	更新内容
P8	許可不要区間を含まない申請についての記述を訂正 (許可不要区間を含まない経路があっても、許可不要制度適用申請は可能です)
P11	画面の記入内容を修正 (幅と長さの入力値が入れ替わっていました)
P14	経路作成の留意点に関するページを追加
P15,16	適用条件を満たさない場合にはメッセージが出ない説明を追加
P18	申請書の通行経路表に模式図が追加されることを追加
P19	条件書と通行経路表の記載内容が変更される説明を追加
P20	一括申請は政令市も受付可能なことを追加
P25	便覧表示システムで交差点の道路管理者を確認する手順を追加
P30	問い合わせ先を追加